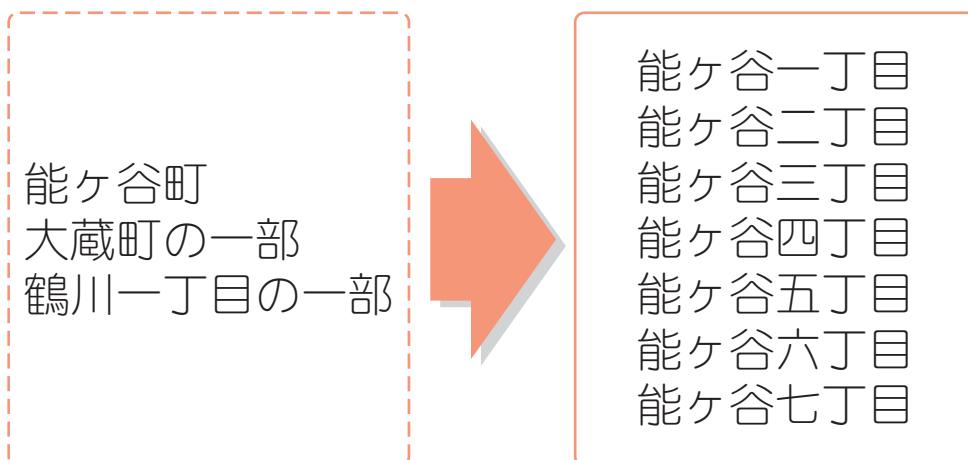


このしおりは

住居表示の実施にあたり、新しい住所への変更の諸手続きについてご案内いたします。なお、住居表示制度については次ページからの説明をご覧ください。

住居表示実施区域



郵便番号は

〒195-0053

となります。

目 次

CONTENTS

● 住居表示制度とその必要性	1
● 新しい住所の表し方	2
● 住居表示と地番	2
● 住居番号の定め方について	3
● 郵便番号について	3
● 住所変更に伴う諸手続きについて	4
● 土地・建物を所有されている方へ	12
● 町名表示板、住居番号表示板の設置のお願い ...	15
● 関係行政機関位置図	15

◆住居表示制度とその必要性

社会生活では、従来の習わしから【地番】が住所の表示に用いられてきました。地番は主な目的として徵税のために、土地の符号として明治時代初めに設けられました。その後、戸籍の表示に用いられたので私たちの住所の表示にも、慣習的に地番が用いられ現在に至っています。また、地番は財産の権利を保護する番号として使用されています。

しかし、町名や地番が入り組んだ地域では地番を住所として使うことで次のような問題が生じます。

● 町名や地番が入り組んでいると……

- 1) 火災や救急の時、現場への到着が遅れことがあります。
- 2) 訪れる人が住居を探し出すのに時間がかかります。
- 3) 郵便、荷物などの集配業務で誤配や遅配の場合があります。



● 町名や地番が入り組む原因……

- 1) 複雑な町界。
- 2) 順序よく付番されていない地番。
- 3) 同一地番内に建つ複数の家屋や、数筆の土地にまたがって建っている家屋。
- 4) 分筆・合筆による、枝番・欠番・飛番の発生。

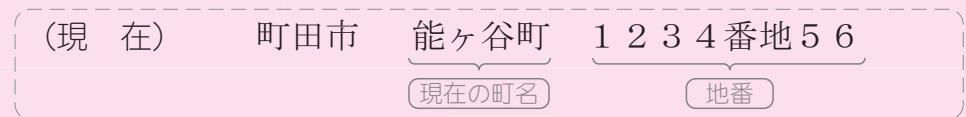
住居表示は、こうした地番を用いている住所の混乱を解消するために生まれた全国的に統一された制度です。昭和37年5月、誰にでもわかりやすい住所の表示のための『住居表示に関する法律』が公布されました。町田市もこの法律に基づいて住みよい暮らしのために住居表示を実施しています。

◆新しい住所の表し方

住居表示の実施に伴なって、以下のように表示の仕方が変わります。

○ 住所 の表示(例)

住居や店舗などの建物に対して付番します。



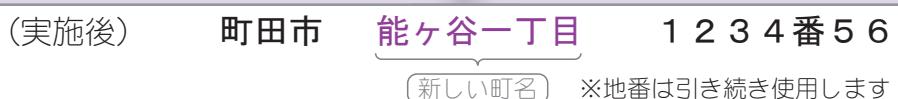
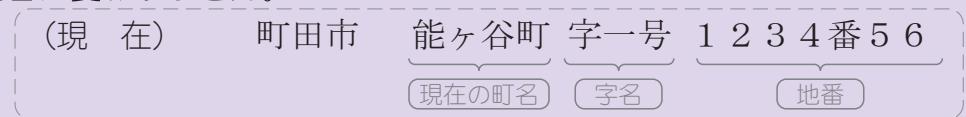
◆住居表示と地番

地番とは土地に付けられた番号のことで、法務局に所管されている土地の登記簿に記載されています。一方、住居表示(住所)は建物の場所を表す番号ですが、登記上の「家屋番号」とは全く異なります。

住居表示の実施された地域でも登記上では地番で表わされるので、地番が消滅することはありません。

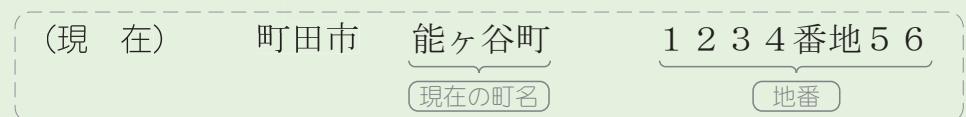
○ 不動産 の表示(例)

不動産の表示は現在の町名が新しい町名になり、字名は廃止されますが地番は変わりません。



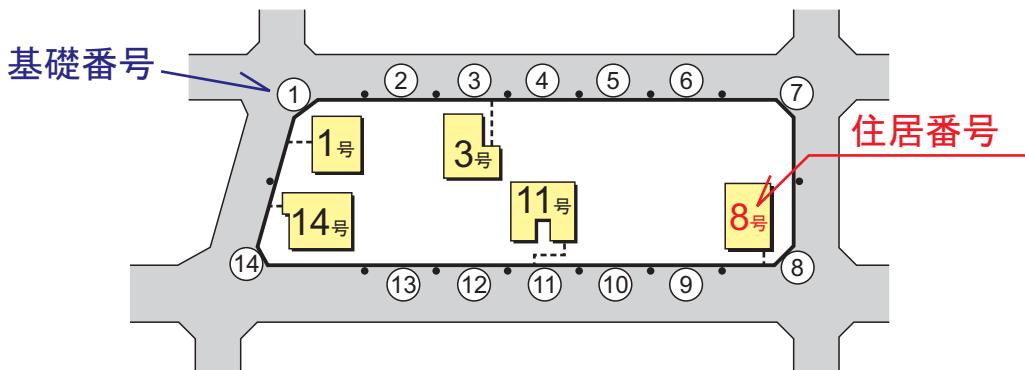
○ 本籍 の表示(例)

本籍の表示は現在の町名が新しい町名になり、地番は変わりません。



◆住居番号の定め方について

住居番号は、街区の周囲(道路等の境界線)を特性に合わせて区切り、右回りにふられた番号をもとに決定します。区切りごとにふられた番号を『基礎番号』といいます。建物の主要な出入口に接する基礎番号がその建物の住居番号となります。



上にある図は街区のイメージ図です。街区のまわりについている番号が基礎番号です。住居番号は出入口の位置(上図では破線で表示)によって決まり、各建物に1つの番号が設定されます。

◆郵便番号について

能ヶ谷一丁目～七丁目の郵便番号は

〒195-0053

となります。

※実施区域内で実施前(変更前)の住所が「能ヶ谷町」の方は
現在お使いの郵便番号のままで変更はありません。

※実施区域内で実施前(変更前)の住所が「大蔵町」「鶴川一丁目」の方は
郵便番号が変更となります。

◆住所変更に伴う諸手続きについて

住所の変更に伴い、行政各機関で管理している住所データ、皆さんがお持ちの証書の住所欄も新しい住所になります。

市役所の住民票や戸籍などの住所・本籍は市役所で新しく書き換えますが、皆さまがご自分で変更の手続きをしていただくものもあります。その関係事項には次のものがあります。

(1) 市役所、法務局が書き換える主なもの

市役所が書き換えるもの

各種書類等	書き換える部分	説明	担当課
住民票(住民基本台帳)	住所欄 本籍欄		
戸籍	本籍欄		
戸籍の附票	附票の住所欄	市役所が新しい住所及び本籍に書き換えます。	市民課
印鑑登録原票	住所欄		
公的個人認証サービス	住所欄		
外国人登録原票	住所欄	市役所が新しい住所に書き換えます。登録証については8ページを参照して下さい。	市民課
固定資産税課税台帳	所在地	平成23年度課税分から変更になります。	資産税課
国民健康保険被保険者台帳	住所欄	市役所が新しい住所に書き換えます。被保険者証については7ページを参照して下さい。	保険年金課
選挙人名簿	住所欄	市役所が新しい住所に書き換えます。	選挙管理委員会
児童育成手当	住所欄	市役所が新しい住所に書き換えます。	子ども総務課
児童手当			
児童扶養手当		市役所が新しい住所に書き換えます。証書については5ページを参照してください。	
乳幼児医療費助成	住所欄	市役所が新しい住所に書き換えます。各医療証については7ページをご覧ください。	子ども総務課
義務教育就学児医療費助成			
ひとり親家庭等医療費助成			

市役所が書き換えるもの

各種書類等	書き換える部分	説明	担当課
障害児福祉手当			
特別障害者手当			
心身障害者福祉手当		市役所が新しい住所に書き換えます。	障がい福祉課
重度心身障害者福祉手当	住所欄		
特別児童扶養手当			
重度心身障害者医療費受給者証 (障)受給者証)		すでに交付されているものは、更新時に書き換わります。 ただし、必要な場合はお申し出ください。	障がい福祉課 TEL 042(724)2136
障害福祉サービス受給者証			障がい福祉課 TEL 042(724)3089
介護保険被保険者証			
介護保険負担限度額認定証	住所欄	すでに交付されているものは、更新時に書き換わります。 ただし、必要な場合はお申し出ください。	介護保険課 TEL 042(721)3110
生計困難者に対する利用者負担額軽減確認証			
後期高齢者医療被保険者証			
後期高齢者医療限度額適用標準負担額減額認定証	住所欄	すでに交付されているものは、そのままお使いください。 8月1日より使用していただく被保険者証は新住所でお送りします。	保険年金課 TEL 042(724)2144
後期高齢者医療特定疾病療養受療証			
児童扶養手当証書	住所欄	すでに交付されているものは、更新時に書き換わります。 ただし、必要な場合はお申し出ください。	子ども総務課 TEL 042(724)2139

法務局が書き換えるもの

各種書類等	書き換える部分	説明
土地登記簿		法務局が新しい所在に書き換えます。 ただし、所有者などの住所(表示部)は本人の申請があるまで変わりません。
建物登記簿	表題部の所在	書き換えについては、6ページを参照してください。

(2) ご自分で届出または変更の手続きを必要とするもの

法務局関係

変更の種類	手続きをする人	手続き先	手続きの時期	必要な書類
土地、建物等不動産の所有者の表示(住所)変更登記	土地、建物を所有している方	土地、建物等の所在地を管轄する法務局 (郵送可)	期限はありません。 ただし、売買・相続・などの時には書き換えておかなければなりません。	・登記申請書 ・住居番号決定通知書
抵当権者等の表示(住所)変更	土地、建物に抵当権・賃借権・仮登記などの権利者として登記している方	東京法務局 町田出張所 TEL 042(722)2414 〒194-0022 町田市森野2-28-14		
会社などの法人登記及び商業登記の表示(住所)変更と代表者の住所変更 会社の本店(主たる事務所) 支店(従たる事務所)及び 代表者等の住所変更登記	法人の代表者	本店(主たる事務所) の所在地を管轄する 法務局及び支店(従た る事務所)の所在地を 管轄する法務局	[本店] 2週間以内 [支店] 3週間以内	・登記申請書 ・住居番号決定通知書 (注1)

(注1) 詳しくは別冊の「会社・法人などの変更登記の手引き」をご覧ください。

住民基本台帳カード等

変更の種類	手続きをする人	手続き先	手続きの時期	必要な書類
住民基本台帳カードの住所変更 ※写真なしカードの場合は、手続きの必要はありません。	住民基本台帳カードをお持ちの方	市役所 市民課 TEL 042(724)2123 各市民センター	7月19日以降、 すみやかに 変更手続きをしてください。	・住民基本台帳カード ※カード表面の左側にQRコードの印字されたカードをお持ちの方は、変更手続き時に暗証番号が必要となります。

※これらの手続きは、配付しました「住居番号決定通知書」をご持参ください。

 **保険・年金・医療等**

変更の種類	手続きをする人	手続き先	手続きの時期	必要な書類
国民健康保険 被保険者証	被保険者証をお持ちの方	市役所 保険年金課 TEL 042(724)2124	7月19日以降、訂正をご希望の方は変更手続きをしてください。	・被保険者証
国民健康保険高齢受給者証	受給者証をお持ちの方	各市民センター	(8月1日より 使用していた だく高齢受給者証は、新しい住所でお送りします。)	・受給者証
乳幼児医療証 (乳医療証)	医療証をお持ちの方	市役所 子ども総務課 TEL 042(724)2139	7月19日以降、 訂正をご希望の方は変更手続きをしてください。	・医療証 ・印鑑
義務教育就学児医療証 (子医療証)				
ひとり親家庭等医療証 (親医療証)				

※これらの手続きは、配付しました「住居番号決定通知書」をご持参ください。

保険・年金・医療等

変更の種類	手続きをする人	手続き先	手続きの時期	必要な書類
身体障害者手帳	手帳をお持ちの方	市役所 障がい福祉課 TEL 042(724)2148	7月19日以降、すみやかに変更手続きをしてください。	・身体障害者手帳 ・印鑑
愛の手帳 (療育手帳)				・愛の手帳 (療育手帳) ・印鑑
精神障害者保健福祉手帳	手帳をお持ちの方	市役所 障がい福祉課 TEL 042(724)2145		・精神障害者保健福祉手帳 ・印鑑
自立支援医療受給者証	受給者証をお持ちの方			・受給者証 ・印鑑
難病医療券 (都医療券)	医療券をお持ちの方			・医療券 ・住居番号決定通知書
年金加入者の住所変更	年金加入者		<ul style="list-style-type: none"> 国民年金第1号被保険者(自営業等)の方は届出の必要はありません。 第2号被保険者(厚生年金や共済組合加入者)や第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている妻又は夫)は勤務先へ届出してください。 <p>【市役所保険年金課 TEL 042(724)2127】</p>	
年金受給者の住所変更	年金受給者		<ul style="list-style-type: none"> 国民年金又は厚生年金を受給されている方は、市役所保険年金課又は各市民センター備え付けのハガキに必要事項を記入し、切手を貼って投函してください。 共済年金を受給されている方は、各共済組合へ届出してください。 <p>【市役所保険年金課 TEL 042(724)2127】</p> <p>【八王子年金事務所 TEL 042(626)3511】</p>	

※これらの手続きは、配付しました「住居番号決定通知書」をご持参ください。

外国人登録証明書

変更の種類	手続きをする人	手続き先	手続きの時期	必要な書類
外国人登録証明書	外国人登録証明書をお持ちの方	市役所 市民課 TEL 042(724)2123	7月19日以降、すみやかに変更手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> 外国人登録証明書 <p>届出は16歳以上の場合、原則として本人又は同居の親族。</p> <p>16歳未満の場合、同居の親族^{注2)}が行ってください。</p> <p>^{注2)} 16歳以上</p>

※これらの手続きは、配付しました「住居番号決定通知書」をご持参ください。

自動車・オートバイ等

変更の種類	手続きをする人	手続き先	手続きの時期	必要な書類
自動車運転免許証の住所変更及び本籍変更	自動車運転免許証をお持ちの方	町田警察署 町田市旭町3-1-3 TEL 042(722)0110 忠生地区交番 町田市忠生1-11-1	7月19日以降、すみやかに変更手続きをしてください。	【現住所の変更】 ・住居番号決定通知書 ・運転免許証 【本籍の変更】 ・本籍の変更についてのお知らせ ^{注1)} ・運転免許証
二輪車(125cc以下)や小型特殊自動車の所有者の住所変更	二輪車(125cc以下)や小型特殊自動車を所有している方	市役所 市民税課 TEL 042(724)2113 鶴川市民センター TEL 042(735)5704 忠生市民センター TEL 042(791)2802	7月19日以降、訂正をご希望の方は変更手続きをしてください。	・住居番号決定通知書 ・印鑑 ・標識交付証明書
自動車、オートバイ(126cc以上)の車検証の住所変更	自動車、オートバイ(126cc以上)の所有者又は使用者	東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所 国立市北3-30-3 TEL 050(5540)2033	7月19日以降、変更手続きをしてください。	・検査証記入申請書 (申請書は1枚25円です) (↑但し、軽二輪車は1枚40円です) ・住居番号決定通知書 ・印鑑 ・車検証 (↑但し、軽二輪車は ・届出済証と ・自賠責保険証 です) ※使用者と所有者が異なる場合は、所有者の委任状が必要です。
軽自動車の車検証の住所変更	軽自動車をお持ちの方	軽自動車検査協会 東京主管事務所 多摩支所 国立市北3-27-11 TEL 042(525)4360	7月19日以降、訂正をご希望の方は変更手続きをしてください。	・検査証記入申請書 (申請書は1枚35円です) ・住居番号決定通知書 ・印鑑 ・車検証 ※使用者と所有者が異なる場合は、所有者の委任状が必要です。

注1) 実施区域内に本籍をおいている方には「住居表示関係書類」とは別に、実施日以降に「本籍変更のお知らせ」が送付されます。

その他

変更の種類	手続きをする人	手続き先	手続きの時期	必要な書類
入札参加資格申請	町田市において入札資格を有する事業者	東京電子自治体共同運営サービストップページ (https://www.e-tokyo.lg.jp/)による変更申請 (お問い合わせ先) e-tokyoコールセンター TEL0570-05-1090	詳しくは、 トップページ ⇒ 電子調達 ⇒ マニュアル ⇒ 資格審査申請 ⇒ 申請の手引き(工事・物品) ⇒ 変更	をご覧いただきか、左記までお問い合わせください。
診療所、薬局・薬店・施術所・医療機器販売業者等の代表者の住所及び所在地の変更	左記施設の開設者の方	町田保健所 (生活環境安全課 医薬指導係) 町田市中町2-13-3 TEL 042(722)0621	法律等により、定める期限内に手続きが必要な場合がありますので、左記にお問い合わせください。	
被爆者一般疾病医療機関	指定されている方	町田保健所 (保健対策課課 保健対策係) 町田市中町2-13-3 TEL 042(722)0621	7月19日以降、 変更手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・被爆者一般疾病医療機関申請事項変更届 ・印鑑
結核の指定医療機関				<ul style="list-style-type: none"> ・結核指定医療機関変更届 ・印鑑
鉄砲刀剣類等所持許可者・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律届出者の住所変更	各許可証をお持ちの方	町田警察署 町田市旭町3-1-3 TEL 042(722)0110	7月19日以降、 すみやかに 変更手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・許可証 ・住居番号決定通知書
酒類販売業免許証の住所変更	酒類販売の免許をお持ちの方	町田税務署 町田市中町3-3-6 TEL 042(728)7211		<ul style="list-style-type: none"> ・異動申告書 ・印鑑

※これらの手続きは、配付しました「住居番号決定通知書」をご持参ください。

その他

変更の種類	手続きをする人	手続き先	手続きの時期	必要な書類
各種免許、許可、許可証等の住所変更	各種免許、許可、許可証をお持ちの方	法律・条例等に定めるところ	法律・条例等に定める期限内	・法律・条例等に定める必要書類 ・印鑑
その他	<ul style="list-style-type: none">■勤務先(会社)、学校などへも住所変更手続きをしてください。■旅券(パスポート)については、ご自分で現住所を2本線で消し(修正液不可)、新しい住所を記入してください。■上下水道料金、東京電力、東京ガス、NTT、NHK、J:COMせたまちについては特に手続きの必要はありません。			

中小企業融資制度のご案内

住居表示実施に伴い発生する各種事務手続きや、事業経営上必要な経費に関する融資制度があります。

詳しくは、市役所経済観光部 産業観光課(Tel042-724-2129)までご確認ください。

住居番号決定通知書 が不足する場合は…

住所変更の手続きに要する住居番号決定通知書が不足した時は、2010年7月19日以降、証明書を無料で交付します。

その際には、身分証明書及び印鑑をご用意のうえ、下記窓口又は郵送にてお申し出ください。

① 住民登録 又は 外国人登録 されている方

⇒【市役所市民課 Tel042(724)2123 又は 各市民センター】

② それ以外 (会社・法人 など) の方

⇒【市役所都市計画課 Tel042(709)0561】

◆土地・建物を所有されている方へ

現在、みなさまが所有している土地・建物の登記は、法務局(登記所)が新しい住所に書き換えます。

しかし、登記されている土地・建物の所有者の住所は、所有者のみなさんが住所変更の登記を法務局に申請しなければ新しい住所には変わりません。

住所変更の登記は、所有されている土地・建物を譲渡する時や、金融機関から借り入れする時の担保とする場合等に必要となります。

住所変更の登記を法務局に申請する場合は、下記の注意事項をご確認のうえ、申請書を作成してください。なお、郵送による申請も可能です。

(13・14ページに記載例がありますので、そちらも参考にしてください。)

登記申請書の記入上の注意事項

- 1 同封の登記申請書をご利用ください。
なお、A4判の用紙にご自分で作成していただいてもかまいません。
- 2 土地と建物を同時に申請できます。
- 3 不動産の表示は登記簿と一致するように書いてください。
但し、町名部分だけは新しい町名に置き換えてご記入ください。
- 4 数字はすべて、1 2 3 4 5 6 7 9 0 の算用数字を使用してください。
- 5 文字は直接パソコン（ワープロ）を使用し入力するか、インク・黒色ボールペン・カーボン紙等ではっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。
- 6 印刷してあるもの以外の文字を訂正、挿入または削除したときは、この文字数を申請書欄外に「〇字挿入」のように記載してその箇所に捺印してください。
- 7 申請書が2枚以上になる場合は、各綴り目に契印してください。
- 8 印鑑は認印で申請できます。
- 9 「登記原因証明情報」として住居番号決定通知書の添付が必要です。この場合、登録免許税は免除されます。

※通知書に記載されている住居表示実施前の住所が登記簿に記載されている住所と相違する場合は、移転等の経緯を証明するための書類が必要となる場合があります。
詳しくは法務局までお問い合わせください。

お問い合わせ先

 東京法務局町田出張所

〒194-0022

町田市森野二丁目28番14号

TEL 042(722)2414

記載例 1

一般の不動産(土地・建物)の場合

(※敷地権のある区分建物の場合は次ページをご覧ください。)

ここは法務局使用欄なので何も記入しないでください

ここは法務局使用欄なので
何も記入しないでください

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

新住所を記入します

原因 平成22年7月19日 住居表示実施

変更後の事項 住所 町田市 能ヶ谷 一丁目 1番 1号

申請人 住所 町田市 能ヶ谷 一丁目 1番 1号

氏名 法務 太郎



連絡先の電話番号 000-000-0000

氏名を記入し
認印を押してください

添付書類 登記原因証明情報

平成〇〇年〇〇月〇〇日申請 東京法務局町田出張所 御中

申請日を記入してください
※実施日以降でなければ
申請はできません

登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

不動産の表示

(土地)

不動産番号 1234567890123
所在地番地目積 町田市 能ヶ谷 一丁目
1234 番 5
宅地
234.56 平方メートル

お持ちになっている
権利証等を確認して
正確にご記入ください

(建物)

不動産番号 9876543210987
所在地番地目積 町田市 能ヶ谷 一丁目
1234 番 5
居宅
木造瓦葺2階建
床面積 1階 123.45 平方メートル
2階 98.76 平方メートル

不動産番号は記載がなくても大丈夫！

不動産番号については、ご存じの方だけご記入いただければ結構です。
これを記載すると・・・

◎土地については 所在・地番・地目・地積

◎建物については 所在・家屋番号・種類・構造・床面積

の表示の記載を省略することができます。



記載例 2

敷地権のある区分建物の場合

(※一般の不動産(土地・建物)の場合は前ページをご覧ください。)

ここは法務局使用欄なので何も記入しないでください

ここは法務局使用欄なので
何も記入しないでください

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

新住所を記入します

原 因 平成22年7月19日 住居表示実施

変更後の事項 住所 町田市 能ヶ谷 一 丁目 1 番 1 号

申 請 人 住所 町田市 能ヶ谷 一 丁目 1 番 1 号

氏名 法務 太郎

連絡先の電話番号 000-000-0000

氏名を記入し
認印を押してください

添付書類 登記原因証明情報

平成〇〇年〇〇月〇〇日申請 東京法務局町田出張所 御中

申請日を記入してください
※実施日以降でなければ
申請はできません

登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

不動産の表示

(一棟の建物の表示)

所 在

町田市 能ヶ谷 一 丁目 1234 番地 5

建物の名称

町田マンション

お持ちになっている
権利証等を確認して
正確にご記入ください

(専有部分の建物の表示)

不動産番号

1234567890123

家屋番号

能ヶ谷 一 丁目 1234 番 5-101

建物の名称

町田マンション

種類

宅地

構造

鉄筋コンクリート造1階建

床面積

1階部分 98.76 平方メートル

(敷地権の表示)

所在及び地番

町田市 能ヶ谷 一 丁目 1234 番 5

地目

宅地

地積

543.21 平方メートル

敷地権の種類

所有権

敷地権の割合

500分の43

不動産番号は記載がなくても大丈夫！



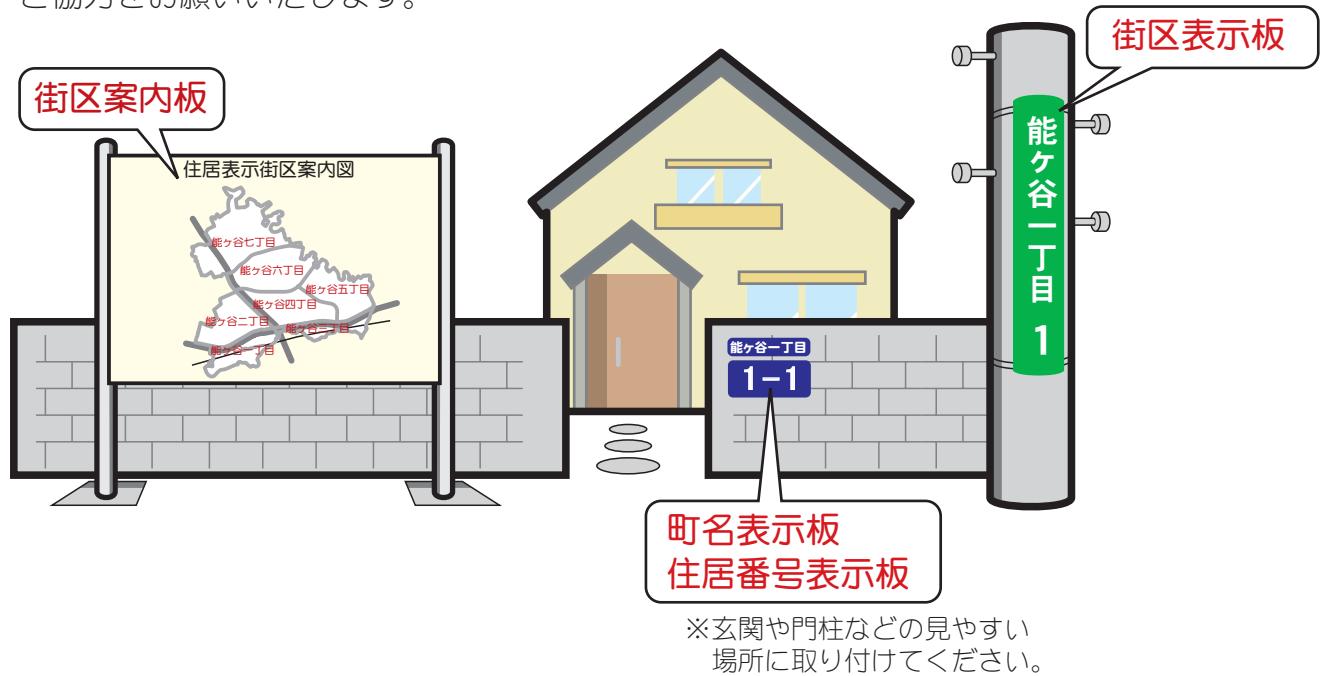
不動産番号については、ご存じの方だけご記入いただければ結構です。
これを記載すると…

◎一棟の建物の表示・専有部分の建物の表示 の記載を省略することができます。

◆町名表示板、住居番号表示板の設置のお願い

住居表示実施後には、街区の位置状況を表示する【街区案内板】、街区ごとの電柱等に【街区表示板】を市役所が取り付けます。

一方、皆さまには【町名表示板】と【住居番号表示板】を配付いたします。これらの表示板を各建物の玄関や、門柱などの見やすいところに取り付けていただくことにより、建物の位置がわかりやすくなりますので、設置についてのご協力をお願いいたします。



◆関係行政機関位置図

